

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件三件 五三
- 土地改良事業計画を変更することを適当と決定した件 五三
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 五三
- 土地収用法により事業の認定をした件 五三
- 市街地再開発組合の事業計画の変更を認可した件 五三
- 公 告**
- 都市計画法により公聴会を開催する件 五三
- 福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会**
- 政治資金規正法の規定により提出された政治団体の収支報告書について訂正の届出があった件 五四

告 示

福島県告示第六百五号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和六年十一月十五日から令和七年三月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
 令和六年十一月十五日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 DCM矢野目店 福島県福島市南矢野目高畑二十一番地十一

福島県知事 内堀雅雄

二 変更した事項

- 1 大規模小売店舗の名称
 （変更前）ケヨーデイツー矢野目店
 （変更後）DCM矢野目店
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 （変更前）株式会社ケヨー
 代表取締役社長 實川 浩司
 千葉県千葉市若葉区みつわ台二丁目二十八番一号
 （変更後）DCM株式会社
 代表取締役社長 石黒 靖規
 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号

- 三 変更した年月日
 令和六年九月一日
 届出年月日
- 四 届出年月日
 令和六年十一月一日
 届出をした者
 DCM株式会社
 （商業まちづくり課）

福島県告示第六百六号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和六年十一月十五日から令和七年三月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
 令和六年十一月十五日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 DCM会津若松店 福島県会津若松市神指町四合字幕内南六百三十二番地一ほか
- 二 変更した事項
 - 1 大規模小売店舗の名称
 （変更前）ケヨーデイツー会津若松店
 （変更後）DCM会津若松店
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 （変更前）株式会社ケヨー
 代表取締役社長 實川 浩司
 千葉県千葉市若葉区みつわ台二丁目二十八番一号

福島県知事 内堀雅雄

(変更後) DCM株式会社

代表取締役社長 石黒 靖規

東京都品川区南大井六丁目二十二番七号

三 変更した年月日

令和六年九月一日

四 届出年月日

令和六年十一月一日

五 届出をした者

DCM株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和六年十一月十五日から令和七年三月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十一月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCM安積店 福島県郡山市笹川二丁目六番一号ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称

(変更前) ケーヨーデイツー安積店

(変更後) DCM安積店

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ケーヨー

代表取締役社長 實川 浩司

千葉県千葉市若葉区みつわ台二丁目二十八番一号

(変更後) DCM株式会社

代表取締役社長 石黒 靖規

東京都品川区南大井六丁目二十二番七号

三 変更した年月日

令和六年九月一日

四 届出年月日

令和六年十一月一日

五 届出をした者

DCM株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、四時川沿岸土地改良区が四時川沿岸地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和六年十一月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和六年十一月十八日から(二十日間)

同 年十二月九日まで

三 縦覧の場所

いわき市役所

(農村計画課)

福島県告示第六百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第一百八十九条の規定により当該通知の内容を桑折町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和六年十一月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

斉藤栄子 清水弘枝 丹野とよ子

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件(令和六年福島県告示第五百五十一号)によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第六百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十二条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を金山町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和六年十一月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
角田浩 宮崎区 横山春吉 井草常彦 井草政吉 井草政吾 大竹常藏 中丸新吾 中丸傳三郎 友長藏

- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和六年福島県告示第五百六十号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第六百一十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和六年十一月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 起業者の名称
川俣町
- 二 事業の種類
川俣町貸事業所整備事業
- 三 収用又は使用の別を明らかにした起業地
収用の部分 伊達郡川俣町字瓦町地内
使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由
申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

- 1 法第二十条第一号の要件への適合性
川俣町貸事業所整備事業（以下「本件事業」という。）は、起業者が貸事業所を

整備するものであり、法第三条第三十二号に掲げる地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

- 2 法第二十条第二号の要件への適合性
起業者は、令和五年四月に「第六次川俣町振興計画」（以下「第六次振興計画」という。）を策定し、同計画に基づき本件事業を行うこととしている。加えて、本件事業に必要な予算措置を講じていることから、事業遂行の意思と能力がある者と認められる。

- 3 法第二十条第三号の要件への適合性
したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

(一) 得られる公共の利益

川俣町は明治期以降、絹織物産業を中心に経済発展を遂げてきたが、昭和四十年代以降は安価な輸入品に押され、産業が衰退傾向になるとともに、若年層をはじめとした人口の流出による過疎化及び少子高齢化が進行している。

さらに、平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故では、山木屋地区において、平成二十九年三月三十一日までの六年間にわたる避難指示が発出され、半数近くの住民が未だ帰還していないなど、全町的な過疎化、少子高齢化の加速が深刻な状況となっている。

本件事業は、起業者が貸事業所、広場、駐車場を備えた施設を一体として整備することにより、上記の課題解決につながる取組を行っている事業者が希望する活動拠点を確保し、連携して実証事業を行う等により、住民の帰還に向けた環境整備を推進するとともに、これらの事業者の進出に伴う雇用の確保、移住の促進を図り、復旧・復興を推進することとしている。

また、本件事業の起業地は中心市街地に位置しており、既存の周辺施設と連携し、地域住民との交流の場としての役割も期待できる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、大きいと認められる。

(二) 失われる利益

本件事業の起業地における希少野生動物植物について、起業者が令和六年六月に福島県生活環境部自然保護課に確認したところ、ふくしまレッドリストにおいて準絶滅危惧と評価されているハイタカが生息しているとの回答を得た。

ただし、本件事業は町中の工事であることから、当該種の生息環境への影響は小さいと考えられるとのことであり、起業者は、ハイタカの繁殖期である二月から六月に工事を実施する際は重機等による振動、騒音等に留意し、生息環境の保全に努めることとしている。

また、本件事業起業地内の埋蔵文化財の有無について、起業者が令和六年六月に川俣町教育委員会に確認したところ、起業地内に周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないとの回答を得ており、工事中に埋蔵文化財が発見された場合は、現状を変更することなく速やかに川俣町教育委員会へ報告することとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

事業計画の合理性
起業者は、第六次振興計画において、「基本目標四 充実した学びと独自の文化を創造するまち」の「まちづくりの基本方針四」において、関係人口の拡大を目的として本件事業を実施することとしている。

また、本件事業における敷地（以下「本起業地」という。）の面積及び施設規模は、事業を施行するために必要かつ最小限の土地であると認められる。加えて、本起業地の選定は、三箇所の候補地を比較検討した結果、地域住民が利用しやすい場所に立地し、事業に必要な面積が一体的に確保され、事業者が事業活動を行う上で必須となる社会インフラが整備されており、経済的合理性に優れるなどの観点から、申請案が最適であるとして決定されている。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

四 以上のことから、本件事業により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。併せて、事業計画の合理性を考慮すると、本件事業計画は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

法第二十条第四号の要件への適合性
事業を早期に施行する必要性

川俣町は、主要産業である絹織物産業の衰退、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の影響による過疎化、少子高齢化の加速が深刻な状況にあり、雇用の確保による住民の帰還や川俣町への事業展開に伴う移住の促進は喫緊の課題である。

このことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性
本起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲と認められる。また、本起業地は、全て本件事業の用に恒久的に供されるため、収用又は使用の別を収用としたことについても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

五 結論
以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
川俣町政策推進課まちづくり推進係

(土木総務課用地室)

福島県告示第六百十二号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の事業計画の変更を令和六年十月二十八日認可した。

令和六年十一月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 組合の名称
いわき駅並木通り地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
令和元年七月九日から令和七年十二月三十一日まで
- 三 施行地区
いわき市平字田町の一部の区域
- 四 事務所のある地
いわき市平字材木町四十六番地
- 五 設立認可の年月日
令和元年七月九日

(まちづくり推進課)

公 告

公告第二百一十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、相馬地方都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和六年十一月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 公聴会の開催日時及び場所
日時 令和六年十二月六日（金）午後六時から
場所 福島県南相馬合同庁舎南庁舎四階四〇一会議室
- 二 公聴会の案件
相馬地方都市計画道路を変更する案
- 三 公述人の資格
公述人になることができる者は、相馬地方都市計画区域内の住民に限る。
- 四 公述人の申出
公述人になろうとする者は、令和六年十一月二十九日（金）までに、別記様式による公述申出書をその者の居住する市町村又は福島県相双建設事務所を経由して知事に提出して申し出るものとする。
- 五 その他
1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。
2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市総室都市計画課、福島県相双建設事務所又は相馬市、南相馬市、若しくは新地町の都市計画担当課において縦覧に供する。

3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課、2の福島県建設事務所又は2の都市計画担当課に問い合わせること。
別記様式

令和6年11月15日付け福島県報に登載された「相馬地方都市計画道路を変更する案」に
関し、次のとおり公述を申し上げます。

令和6年 月 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

住 所

氏 名

- 1 意見を述べようとする理由
- 2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本産業規格
A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。

(都市計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出
された令和二年分、令和三年分及び令和四年分の収支報告書について、自由民主党福島
県第四選挙区支部の会計責任者から訂正の届出があったので、令和二年分、令和三年分
及び令和四年分の政治団体の収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

令和六年十一月十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠 藤 俊 博

令和二年分（令和三年十一月二十六日付け号外第七十号別冊）

通常・国会議員関係政治団体の表自由民主党福島県第五選挙区支部の項を次のとおり
訂正する。

支出の内訳	訂 正 箇 所		訂 正 後	訂 正 前
	政治活動費	組織活動費 寄附・交付金		
	8,771,450	8,000,000	8,000,000	6,911,450
				9,860,000

令和三年分（令和四年十一月二十五日付け号外第六十五号別冊）
通常・国会議員関係政治団体の表自由民主党福島県第五選挙区支部の項を次のとおり
訂正する。

支出の内訳	訂 正 箇 所		訂 正 後	訂 正 前
	政治活動費	組織活動費 寄附・交付金		
	9,144,498	7,980,000	7,980,000	7,344,498
				9,780,000

令和四年分（令和五年十一月二十四日付け号外第五十八号別冊）
通常・国会議員関係政治団体の表自由民主党福島県第四選挙区支部の項を次のとおり
訂正する。

支出の内訳	訂 正 箇 所		訂 正 後	訂 正 前
	政治活動費	組織活動費 寄附・交付金		
	10,790,981	3,980,000	3,980,000	7,890,981
				6,880,000
			2,193,200	2,053,200